

議案第143号

大阪市立男女共同参画センター条例の一部を改正する条例の一部を改正
する条例案

大阪市立男女共同参画センター条例の一部を改正する条例（平成26年大阪市条例第106号）の一部を次のように改正する。

第4条の改正規定を次のように改める。

第4条第1項及び第2項中「センター」を「子育て館を除くセンター」に改め、同条中第4項を第5項とし、同条第3項中「前2項」を「前3項」に改め、同項を同条第4項とし、同条中第2項の次に次の1項を加える。

3 子育て館の休館日は、第1項第3号に掲げる日とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

平成27年2月24日提出

大阪市長 橋 下 徹

説 明

男女共同参画センター子育て活動支援館の休館日を改めるため、条例の一部を改正する必要があるため、この案を提出する次第である。

(参 照)

{ 傍線は削除
太字は改正

大阪市立男女共同参画センター条例の一部を改正する条例（平成26年大阪市条例
第106号）（抄）

大阪市立男女共同参画センター条例（平成5年大阪市条例第21号）の一部を次のように改正する。

省 略

第4条第1項**及び第2項**中「センター」を「子育て館を除くセンター」に改め、同条中第4項を第5項とし、同条第3項中「前2項」を「前3項」に改め、同項を同条第4項とし、同条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 子育て館の休館日は、特定期間を除き、次のとおりとする。

(1) 火曜日（その日が休日に当たる場合を除く。）

(2) 前項第2号及び第3号に掲げる日

3 子育て館の休館日は、第1項第3号に掲げる日とする。

省 略